

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の情報連絡・情報提供に関する実施細目」の概要について

証券取引や航空関連の情報システムの停止、重要情報の漏洩など、国民生活・社会経済活動の基盤となる重要インフラ(1)のIT障害(2)が昨今多発。

IT障害から重要インフラを防護するための全体計画として「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)。

このうち、官民の協力の下、情報の円滑な共有を促進すべく、内閣官房を中心とした体制における具体的な実施事項について規定。

- (1)重要インフラ10分野;情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流
- (2)重要インフラの各事業において発生する障害(サービスの停止や機能の低下等)のうちITの機能不全が引き起こすものを「IT障害」という。



重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画

(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)

【4つの柱】

1. 「安全基準等」の整備
2. 情報共有体制の構築

(1) 官民の情報提供・連絡

- (2) CEPTOAR
- (3) CEPTOAR-Council
3. 相互依存性解析の実施
4. 分野横断的演習の実施

情報連絡・情報提供に関する実施細目

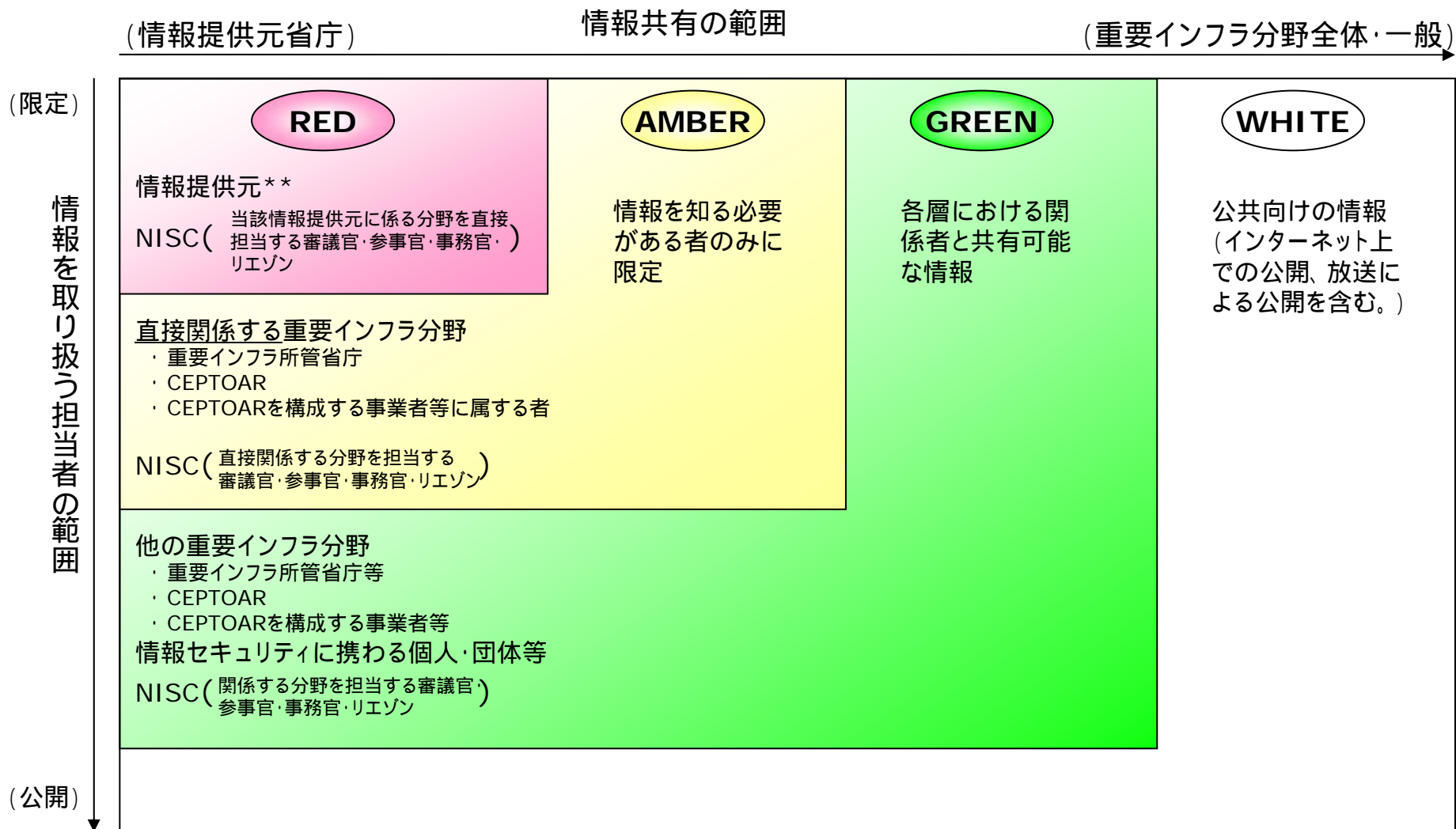
- 重要インフラ事業者等がサービスを維持・復旧することがより容易になるように、官民の協力の下、情報の円滑な共有を促進
- 内閣官房情報セキュリティセンターと重要インフラ所管省庁等との間の情報連絡・情報提供について規定

- 情報共有レベルの設定 (Traffic Light Protocol の採用)
- 情報連絡の手順の設定
- ・情報連絡におけるIT障害に関する共通の分類・カテゴリの設定
- ・統計的な発生状況の把握
- 情報提供の手順の設定



これを受け、各重要インフラ分野におけるIT障害に関する情報連絡・情報提供を実施

(参考) Traffic Light Protocol の概要



* 情報共有レベルが明示されない場合の原則
 情報は「AMBER」として取り扱い、情報源(情報提供者名)は「RED」として扱う

** 重要インフラ所管省庁から「RED」情報の情報連絡を行った場合は、情報提供元は当該重要インフラ所管省庁となる。